

令和元年度第4回 横浜市外郭団体等経営向上委員会 会議録	
日 時	令和元年10月8日(火) [13:30~17:00]
開催場所	関内新井ビル3階しごと改革室内ミーティングルーム
出席者	大野委員長、遠藤委員、大江委員、鴨志田委員、田邊委員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者なし)
議 題	<p>[議題1] 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会(※)</p> <p>[議題2] 公益財団法人横浜市シルバー人材センター</p> <p>[議題3] 公益財団法人横浜市消費者協会</p> <p>[議題4] 横浜ウォーター株式会社</p> <p>[議題5] 横浜港埠頭株式会社</p> <p>[議題6] 横浜市信用保証協会</p> <p>[議題7] 公益財団法人横浜市緑の協会</p> <p>[議題8] 横浜市住宅供給公社</p> <p>(※)「協約等」策定団体</p>
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人横浜市社会福祉協議会」は総合評価分類を暫定として「団体経営は順調に推移」とし、団体経営の方向性を「引き続き経営の向上に取り組む団体」とした。 ・「公益財団法人横浜市シルバー人材センター」は総合評価分類を暫定として「事業進捗・環境変化等に留意」とした。 ・「公益財団法人横浜市消費者協会」は総合評価分類を暫定として「事業進捗・環境変化等に留意」とした。 ・「横浜ウォーター株式会社」は総合評価分類を暫定として「引き続き取組を推進」とした。 ・「横浜港埠頭株式会社」は総合評価分類を暫定として「引き続き取組を推進」とした。 ・「横浜市信用保証協会」は総合評価分類を暫定として「引き続き取組を推進」とした。 ・「公益財団法人横浜市緑の協会」は総合評価分類を暫定として「事業進捗・環境変化等に留意」とした。 ・「横浜市住宅供給公社」は総合評価分類を評価保留とした。
議 事	<p>[議題1] 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会</p> <p>大野委員長 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の審議を始めます。横浜市社会福祉協議会については、総合評価とともに次期の協約についても審議します。それでは、団体を所管している健康福祉局福祉保健課から説明をお願いします。</p> <p>所管局 <所管局から資料について説明></p> <p>大野委員長 それでは、審議に入ります。意見・質問はありますか。</p> <p>田邊委員 いくつかあるが、まず、一点だけ質問します。市民後見人バンクの</p>

	<p>登録者が「未達成」だった、それについて受任促進に力を入れることに方針転換があったと説明があったが、もともと登録者数を目的にしたその数字は、おそらく登録者1人当たりの受任する数等を想定した上で、そのぐらいの登録者が必要だろうと考えたと思うが、登録者数ではなく受任数ということになると、受任数が増えれば、1人当たりの受け持つ件数は増える、過負担という問題が生じるのではないかと考えると思う。そうではない理由があれば、目標を変えた理由について説明してほしい。</p>
所管局	<p>バンク登録者が例えば50人いて、受任する人間が100人とか、200人とかいて、1人が3人持つという状況であれば、御指摘の通りですが、バンク登録者の中で全く受任が進んでおらず登録しているだけの方がいるという構図になっており、登録者を増やすよりも今登録している方にいかに市民後見人として活動していただくのが今の時点では、より優先されるという考えで今回、受任者の方に切り替えている状況です。</p>
田邊委員	<p>今の説明では、少し理解できない。もともとそのことも全部考えた上で、登録者数120人が適当であると考えたのだと思う。登録しているだけで、実際はほとんど受任してもらえないのであれば、それを登録者数とカウントしても意味がないのではないか。受任数が増えた場合の、過負担の問題については、おそらく当初はそれを考えて登録者120名としたはずだと思うため、今の説明では理解できない。</p>
所管局	<p>横浜市としては市民後見人を新たな後見人の担い手として活用していきたいということはありませんでしたが、後見人は市民後見人だけではなく、なかなか受任が進まなかったため、成年後見、法定後見、任意後見制度における後見人を併せて後見制度の利用自体を増やしていかなければならず、後見人をいろいろな形で増やしていこうと考えています。</p>
田邊委員	<p>当初の登録者数120名という目標は、少し考えが甘かったということか。</p>
所管局	<p>考え通りには増やせなかったというのが事実です。</p>
田邊委員	<p>それに増やしてもあまり意味がないのではないか。したがって当初目標としていた数字による登録者数は見直そうと考えたということか。</p>
所管局	<p>その通りです。</p>
	<p>補足ですが、成年後見制度の利用促進法が平成28年に制定され、市民後見人以外の後見人の数を増やしていくという方針が出たため、その方針にも添う形で、市民後見も必要ですが、それ以外の後見人の育成や利用促進にも重心を置いて、両面で進めていくことになったということが前回の設定時から今回までの間で出た変更要素です。</p>
大野委員長	<p>その他にありますか。</p> <p>この団体あるいは市としても、この120名の未達成が、この団体の</p>

	<p>所管局 大野委員長</p> <p>所管局 大野委員長 田邊委員 大野委員長 田邊委員</p> <p>所管局</p> <p>団体</p>	<p>社会的使命の遂行には大きな影響を与えていない、ということでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>委員会としては、団体の自己評価の妥当性を違った角度から見て、最終的に団体としてこれまでの事業が目標通りに遂行されているかという判断をします。今の話では、この「未達成」そのものはそれほど重大な問題とは捉えていないという解釈でよいですね。</p> <p>そうです。</p> <p>その他にありますか。</p> <p>今は、総合評価の件ですね。</p> <p>はい。協約素案や確認事項の回答についての質問でも結構です。</p> <p>協約素案の「ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標」は、考えられた妥当性の数値だと思う。③「寄附文化の醸成」については、これにより市民の活動への参加の裾野が広がる点に関しては確かにそうだが、実は「寄附文化の醸成」というものは、諸団体がとても苦勞していることです。これは市に限らず、学校法人等も含めて寄附文化の醸成がなかなかうまくいかない。これは皆さんが抱えている課題である。これについて目標と定めている以上、具体的なアクションプランがあれば教えてほしい。</p> <p>具体的なアクションプランが掲げられておらず恐縮ですが、「具体的取組」の「団体」欄に記載の通り、市社協がNPO、NGO等による寄附文化の醸成プロジェクトに参画し、セミナーなどの開催を通じて寄附文化の醸成を進めています。団体から説明した方が良いかもしれませんが、合わせて、寄附文化の醸成に向けて、今年から市社協の担当部署に人を付けて、研究を今から始めている状況だと聞いています。今回、もうアクションプランが見えていて、そこに向かって突き進むという段階で御報告できれば一番良かったのですが、今はこの研究を始めている状況です。したがって、アクションプランは今はできていません。</p> <p>少し補足します。市社協では、中期計画を定めており、この中で寄附文化の醸成の取組を謳っています。今、田邊委員が言われたように「寄附文化の醸成」は非常に難しく、先ほど学校法人の話がありましたが、クラウドファンディングでNPOが「こういうのをやりたいので、寄附を募りたい」とか、自治体でもふるさと納税などもやっていますが、非常に難しい状況ということは分かっています。ただ、中期計画の中で自分のところに寄附をということだけではなく、他の社会福祉法人やNPO、地縁団体等にお金が行くように取り組めれば良いと思っています。寄附を頂戴するのが非常に上手い、例えば「国境なき医師団」だとか「セーブ・ザ・チルドレン」、こういう方たちと協定を交わしました。ノウハウと言いますか、どういう広報をしている</p>
--	--	--

		<p>のか、どのようにアプローチしているのかを教えてください。それとともに、そういったNGOの方たちは逆に地縁団体との付き合いがあまりないものですから、地域福祉を担う団体としての地縁組織との関係等、お互いの強み弱みを一緒に研究できれば良いということで協定を交わして、調査研究しています。毎年頂いている寄附なども報告書を出しているが、レイアウト等が少し古い報告書のため刷新等も考えています。また、昨年度ですが、1人暮らしで身寄りのない高齢者が増大する中で、最後に自分の意思として自分の思いを何か実現したいということで寄附や遺贈を考えてくださる方がいらっしゃいます。29年度決算でも多額の遺贈などもありましたのでそういうことができればということでセミナーの企画や相談窓口の開設に向けた準備を進めています。先ほど話にもありましたが、大きな組織ではないものの、「寄附文化の醸成」の専任の担当課長を1人付けて、その課長中心に調査研究しています。</p> <p>田邊委員 担当を付けたのは非常に良いことだと思うが、初年度は調査研究を行い、2年度目はどうしていくというようなことがないと結局その担当はずっと調査研究をやることになりかねない。したがって、協約には、最終年度には、ここまで持っていくという目標を定めた方が、より目標に向かって進展させることになると思う。回答は結構ですので、研究してもらえればと思います。</p> <p>団体 その担当課長の人件費は市補助金ではなく、市社協に頂いている寄附金、福祉基金を財源にしており、時限設置で、2か年で一定程度の目途を付けて、あとは既存組織でやれるようにしようというスケジュールを大まかには作っています。その中で先ほど御説明した研究やセミナー、報告書の刷新をやろうと取り組んでいます。</p> <p>田邊委員 大変な中でやりくりされているのは大いに分かるが、2か年ではなく、この「協約」の中でどういうところを目標にするのかということをしたならば明確にした方が良いという意見です。</p> <p>大野委員長 寄附や遺贈に関して団体として積極的に取り組んでいこうという姿勢はよく分かりました。それに対して田邊委員の意見は、この「協約」は3年なり5年なりの中期計画であり、その時にここまで持っていこうという、実現するかしないかの問題ではなく、この組織としては持っていきたいイメージを作らないと担当する方は一生懸命やると思うが、どこまでやって良いのか分からないと思う。それと同時に、団体自身が自己点検するときに「ここまでできた」というマイルストーンのようなものを持っていた方が良いだろうと思うので受け止めてもらえればと思う。</p> <p>団体 はい、当然、市社協の中期計画にも明記しているため、理事会評議会等でもそういう取組は報告しており、進行管理はやっているつもりです。</p>
--	--	---

大野委員長	その進行管理が見えてくれば、なお結構かと思う。その他に御意見はありますか。
鴨志田委員 事務局	協約期間が5年間というのは全ての団体で統一か。 協約期間は、統一的には決めていません。過去は3年が基本であったが、経営向上委員会になってからは、3年にとらわれず、団体の中期計画期間や市の方針に合わせて、団体の状況によって期間を決めています。
鴨志田委員	分かりました。それを踏まえて5年間というのは、かなり長い期間になるため、ローリングという考え方を是非進めてほしい。
大野委員長	その他いかがですか。
事務局	御意見、御質問、それに対する回答がありましたので、事務局から、特に強調すべきまとめはあるか。
事務局	当委員会には提出されていない団体中期計画には記載されていますが、寄附文化の目標を明確にという御意見について、本日の意見を踏まえて検討するということよろしいですか。
大野委員長	はい。 それでは、初めに30年度までの協約の実施に対する総合評価を行います。この評価分類について、従来とは異なる形をとって分類しています。
大野委員長	従いまして、委員会もまだ新しい分類に基づく評価について、手探りの状況にあります。今までいろいろな団体の審査を行い、ある程度の軸はできてきましたが、またこれからもいくつかの団体の審査を行います。その中で私たちも気づき等があると思うので、そういう前提で今回のこの段階での評価と受け止めてほしい。最終的な評価は、また改めて伝えます。そういう観点で委員からこの総合評価分類について、御意見があればお願いします。
鴨志田委員	それでは、私見として申し上げます。 まず、ファクトとしては、社会福祉協議会の本年度終了する協約については、「未達成」の項目もありました。これは事実として確認しましたが、その上で、その評価をどうするかですが、本質的に団体としての使命の達成にどう影響があるかを慎重に考えなければいけないのですが、総合的に考えたときに暫定案として「引き続き取組を推進」していただくということで分類してはいかがでしょうか。
田邊委員	未達成の項目が問題であるが、先ほどの説明によると、法的な環境変化という当初予期していなかった事象が起きたために目標を変えた方がより社会貢献できるだろうと判断したということからすれば、目標の「未達成」の部分があるものの、「団体経営は順調に推移」されたと考えたいと思う。結果は一緒である。
大野委員長	その他御意見ありますか。よろしいですか。 それでは「引き続き取組を推進／団体経営は順調に推移」と分類し

	<p>ます。なお、先ほど意見が出ました目標設定の明確化について意義を踏まえて検討してください。</p> <p>それでは、協約に移ります。協約素案を踏まえた団体経営の方向性の分類です。これは従来と大きくは変わっていません。その点を踏まえていかがですか。</p> <p>「④引き続き経営の向上に取り組む団体」でよいと思う。</p> <p>「引き続き経営の向上に取り組む団体」として結び付けて今後の経営を進めてほしいということです。よろしいですか</p> <p>各委員 <異議なし></p> <p>大野委員長 是非、使命の達成ができるだけ直接に図れるような目標を設定して、使命が着実に進んでいるかどうかを点検できるよう努力してください。</p> <p>以上をもちまして、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の審議を終了します。</p>
	<p>[議題2] 公益財団法人横浜市シルバー人材センター</p> <p>大野委員長 それでは、公益財団法人横浜市シルバー人材センターの審議に入ります。本団体は、総合評価の審議です。では、団体を所管する経済局雇用労働課から説明をお願いします。</p> <p>所管局・団体 <所管局・団体から資料について説明></p> <p>大野委員長 ありがとうございます。それではご意見、ご質問ありましたらお願いします。</p> <p>田邊委員 いくつか質問させていただきたいです。</p> <p>21 ページ、公益使命の①達成に向けた取扱期間中の主目標の①が7,250人、会員数が10,500人です。要は3,250人、この差が会員ではあるけれども就業していない人ということですか。</p> <p>団体 そうです。就業率が7割くらいにとどまっているということです。</p> <p>田邊委員 大きさに言うと、会員数が2万人になっても就業実人員は7,250人ということだとしたら、全く意味がないですね。</p> <p>団体 そうです。もちろん上げたいと思います。</p> <p>田邊委員 ということは、就業機会の提供拡大だけでもいいということですね。今回それを訂正してくださいというよりも、考え方としてはそういうことですね。</p> <p>団体 横浜市の中期計画でもこの就業実人員というのは載ってしまっていて、会員数は載っていないので、そういう意味からすると、就業実人員は横浜市も含めて重視しているのは確かです。ただ、一つ言わせていただくと、先ほども言ったように、国全体で令和6年度に100万人計画というのを立てています。そうしますと全シ協という全国組織が都道府県あたりにだいたい割り当てまして、それを横浜市にも割り当てられているのです。そういう意味からすると、本当は、この30年度の目標で10,500人となっていますが、本当のこの割り当てからしますと</p>

	<p>10,714人なのです。ですから我々自身は、この10,500人よりも高い目標で今年度は取り組んでいます。</p> <p>国がどうのこうのということは先ほどの説明でよく分かっていますが、問題は、横浜市民にとってシルバー人材センターの使命とは何だろうと考えた場合、やはり就業実人員である。つまり登録をしてしかも就業機会に就くということが大切であるという認識では一緒ですね。そうすると、3,250人の差があることの原因追及をしたのかどうかということについて、まず1点目の質問です。</p> <p>2つ目は、国が様々な規制緩和をしてきたことについての説明はよく分かっているのですが、基本的に鹿児島市のようにイメージアップしたりパンフレットを形良くしたりPR活動を積極的にすれば、横浜で増えるのか。潜在的、つまり登録をしていない人の中で、シルバー人材センターに興味を持ちそうな人が鹿児島市と横浜市で同じというのはなかなか考えづらいです。そのようなことを分析した上でどのようなことをするかを検討しないと、いつまでたってもこの就業機会、就業実人員数は増えていかないのではないかと。それについて御検討されていることがあれば、御説明ください。私の直感からすると、横浜市とか東京都とか大都市圏のいわゆるシルバー層は比較的高学歴が多くて、いわゆる単純労働に対する抵抗があり、仕事はしてみたいが、提供している仕事ではやりたくない、ということなのではないかと。したがって、一番大切なのは、いかに横浜市民のシルバー層の中で魅力的な仕事があるか、これについても何か検討されていることがあれば御説明いただきたい。以上です。</p>
<p>田邊委員</p> <p>団体</p>	<p>分かりました。ご質問ありがとうございます。</p> <p>まず、就業実人員が低いという部分ですが、会員にこういう仕事があるという情報提供ができていないと思っています。今、こういう依頼があつてこういう仕事をマッチングしているわけですが、残念ながらそれ以外に未就業の方がいるわけですね。未就業の人たちにこのような仕事がありますよと紹介ができていないかということ、必ずしも十分できていないと思っております。そのような意味で、下半期からインターネットができる人に対しては、依頼があつてまだ決まっていない仕事について、今までは一部でしたが、全件会員用サイトに載せると改めました。また、インターネットで見られない方もいますから、そういう方には事務所で2週間ごとに更新して「今こういう仕事があります。どうぞ事務所に来てください。」という取組をして、少しでも就業実人員が上がるように取り組みたいと思っております。いずれにしても、会員に適切な仕事の情報が提供できていないということが現状であると思っております。</p> <p>それからもう1つは、2番目の質問とも関連してくるのですが、要はホワイトカラー的な仕事は、残念ながら少ないと思っております。</p>

	<p>そのような意味で、どのような取組を行っているかといいますと、昨年度、コーヒーマイスター講座とか太極拳とか、そのような知識があって企業等に行って講師をできる方を募集したところ、16名応募がありました。それは今年度いくつか実現しています。資格一覧のような形で、シルバー人材センターの会員にはこういう資格を持った人がいます、ホームページに会員資格でこういう資格を持った人がいますと企業にアピールすれば、また新たな仕事も来るかなと思っています。例えば、アラビア語など含めて多言語ができる方は延べ50人以上いるのです。ですから、そういった意味で積極的に仕事の開拓もしていきたいと思っていますし、以前ご指摘いただいたテープ起こしも受けています。ただ、残念ながら、今適切なソフトウェアがないので、聞きながら起こしておりますが、何とか良いソフトウェアなど、もっと効率化できないかということも深堀してやっていきたいと思っています。これからはいかにできる理由を見つけるかという部分でいかに実現していくかという、鹿児島県の攻めの姿勢ではないですが、そういう深堀した部分を徹底的にやらないと、我々として生きる道はないと認識しております。そういったことを私、役員も兼ねておりますけれど、職員に一人一人に話して、みんなで一丸となってやっていこうと、取り組んでいきたいと思っていますので、今後に期待していただけたらありがたいと思っています。</p>
大野委員長	<p>そのほかご意見はありますか。よろしいでしょうか。</p>
	<p>現状では、やはり当初設定した目標は、十分達成できるとはいえないという状況ですね。例えば他都市、鹿児島市での対応を参考にしながらやっていきたいということです。これは、もっと前の段階からできなかったのだろうかと思いますが、いかがですか。</p>
団体	<p>残念ながら、そのあたりの徹底が足りていなかったと思います。今後は徹底してやります。今年、新たに取り組んだことは、6月に理事会や評議委員会があったのですが、それが終わったときに私から横浜市、我々の財団の経営状況を職員一人一人に説明しました。今こういう状況にあると。</p>
	<p>見方によっては、まだ自立性の部分からすると足りていないと思います。そのような健全な危機感を持ってもらった中で、職員一人一人がどうするか考え、行動に移してくださいという話をしています。そういった意味では、下半期、仕事情報を全件、未就業のものを載せるという取組はできましたし、下半期も新たな取組を考えていますので、少し平成30年度の実績は難しかったですが、令和元年度以降は、僭越ながら期待していただけるとありがたいと思っています。</p>
大野委員長	<p>期待させていただきたいのですが、今設定している目標値そのものは変えなくてもいいだろうと思っていますか。</p>
団体	<p>はい、そのつもりです。</p>

大野委員長	<p>当初の目標を達成するという前提で、取組の内容を考えたいということでもよろしいですか。</p>
団体	<p>危機的な状況であるのは間違いなく、崖っぷちに立たされていると思いますので、そういった健全な危機感も職員に話しながら、しっかり達成できるように取り組んでいきたいと思います。</p>
大野委員長	<p>鹿児島市の例は、先ほどの話のようにだいぶ環境が違うけれども、くみ取るべきところはくみ取りながらやっていきたいということですね。</p>
団体	<p>鹿児島市の例はあったのですが、政令市で言うと、今 No. 1 は神戸市です。神戸市が会員数、契約金額も多いのです。10 年前は横浜が No. 1 だったのですが、神戸市に抜かれたのです。それからずっと 2 位に甘んじていて、30 年度には会員数で大阪市にも抜かれてしまいました。やはり職員一人一人はプライドをもって仕事をやっておりますので、やはり横浜をきちんと復活させるべく、一丸となってやりたいと思っています。</p>
大野委員長	<p>分かりました。もう少し早く気づいてそれをやってもらいたかったのですが、ぜひ今後お願いします。</p>
団体	<p>そうですね。私も職員一人一人と話すとはやはり仕事のやり方が古かったです。</p> <p>企業からあった仕事を、職員一人一人が会員の話を聞いてマッチングするという部分は良いのですが、そこから全体を見たときに何が 필요한のか、どういった取組を全体で情報共有してやるのかという部分が一步も二歩も及んでいなかったと思いますので、個人からグループ、グループだけではなく全体、チームというような取組を情報共有を含めてやっていけば、必ずや伸びるのではないかと考えていますので、情報共有とチームでやるということを主眼にやっていきたいと思っています。</p>
大野委員長	<p>是非、今後そういった「やっていくぞ」というテーマを具体的に書き出して、やっていっていただきたいと思います。そのほかよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問に対するご回答をいただきました。これから 30 年度の協約に関する評価分類をしていただきますが、委員会としても、各団体に質問し、そして委員会としての判断をしてきています。ただ、ご承知のように新しい判断基準を採用しております。その新しい基準での判断を今始めているところでして、他の団体との話し合い、質疑の中でこちら委員としても新しく認識したところもありまして、今の段階で評価をさせていただきますが、これは暫定的な評価と受け止めていただきたい。今後いくつかの団体の評価があつて、その上で、分類を最終的にやっていきたいと考えています。現段階でまず、委員の皆様からご意見を伺って、委員会としての暫定的な結論を</p>

	<p>鴨志田委員</p> <p>団体 大野委員長</p> <p>団体 大野委員長</p>	<p>現段階で出しておきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思 います。それではこの文面についてご意見を願います。</p> <p>ご説明ありがとうございます。これからの目標の達成に向けて、 努力いただけることをお聞きしたのですが、現在の総合評価分類の考 え方に従いまして、団体評価としては、「B」ということで、私たちは ご提案させていただきます。これは、協約目標の進捗状況に対する達 成に関する指摘や留意すべき課題への対応を期待するということ です。あと2年間ありますので、よろしく願います。</p> <p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>ただいまの提案を含めて、ご意見はございますか。</p> <p>現状、団体としても目標達成できていないところが何項目かあると いう認識です。委員会としてもやはり、そのように受け止めています。 ただいまいろいろな自治体等の動きを見て、気付きもたくさんあるよ うですので、その意味で環境変化等も踏まえて目標をしっかりと実現 できるように進めていただきたいということで、「事業の進捗状況、環 境変化等に留意」して進めていっていただきたいと、現段階では分類 したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、ありがとうございます。</p>
	<p>大野委員長</p> <p>所管局</p>	<p>[議題3] 公益財団法人横浜市消費者協会</p> <p>公益財団法人横浜市消費者協会の審議に入ります。当団体につい ては、総合評価の審議です。それでは団体を所管している経済局消費 経済課から説明をお願いします。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>始めに資料の29ページになりますが、総合評価シートの記載につ いて修正を行いましたので説明します。第1回委員会以降、監査法人か ら総合評価シート30ページの「1 協約の取組状況等」の「(2) 財 務に関する取組」について、29年度と比較して30年度の実績では微 減しているため、課題への対応についてももう少し具体的な取組内容を 記載してはいかがかという意見がありまして、(2)の「キ 課題への対 応」の記載について、「貸会議室については講演会、消費者生活教室な どの機会をとらえた更なる周知に努め、有料出前講座についても引き 続き企業等のPR活動に努めるとともに貸し出し条件の緩和など利用 拡大について検討していきます」という記載に修正しました。</p> <p>次に、経営向上委員会からの確認事項について回答します。資料の 33ページです。まず1点目、県も消費者行政を行っているため、集約 化した方が県全体の消費者行政として統一的ではないか、将来的には 集約すべきことを検討すべきと質問をいただいています。こちらにつ いて、右側に回答を記載しました。少し長いので、簡略化しながらご 説明します。第一段落目、第二段落目については、法律の規制、消費者</p>

安全法で決められている規定ですが、そちらで都道府県の役割、市町村の役割が決められており、その役割は同一となっていません。

また、真ん中以降で、消費生活相談の業務に関して、横浜市の消費生活総合センターに寄せられた相談件数について平成 30 年度は 22,065 件となっており、この数字は県内の各自治体が消費者センターをもっていますが、その各センターが受けた総合計の相談件数 82,477 件の約 27 パーセント、3 割弱の相談を横浜市のセンター一つで受けています。また、県のかながわ中央消費生活センターが受け付けた相談件数が 16,070 件であり、そちらよりも多くの相談を受けているように、非常に多くの相談を受けているということです。

また、現在、多様化・複雑化している消費者被害、それを未然に防止し、早期解決するためには、地域に密着した消費者教育や啓発の必要性が高まっています。そうした中で消費生活に関するタイムリーなテーマや内容を選定して、消費者教室の実施や町内会等が開催する講座への講師の派遣や自治会、町内会にも毎月相談内容を簡単に記載したレポート等を発行して様々な形で消費者の啓発に取り組んでいます。

こうしたことを踏まえると、市町村の相談窓口の格差を補完するといったような公益的な役割を担う県に、横浜市の人口は 374 万人ですが、そうした市民の消費者行政を集約するという事は非常に難しいことではないかと考えています。

次に 2 番目、県消費者生活相談窓口や消費者庁との連携状況について質問をいただいています。34 ページです。横浜市消費生活総合センターの業務では、全国の消費者センターを結ぶネットワークシステム「PIO-NET」というものがあり、こちらにセンターが受け付けた相談情報を記録するという事で、県や消費者庁に情報を共有されるとともに、横浜市の消費経済課や事業者指導の注意喚起等においても連携を図るために利用しています。また、近年、特に平成 30 年度に架空請求が急増しました。そうした際には、横浜市の消費生活総合センターが入手した情報を消費者庁に提供して、被害の拡大防止に協力して取り組んでいます。このほか、消費者庁の関係団体である国民生活センター主催のセンター長会議や県が主催する月例の相談担当者会議等に参加して情報共有や意見交換を行っています。

3 番目ですが、人事・組織に関する取組について、専門知識研修に関する取組目標では、公益的使命の達成に向けた取組として不足しているのではないかとこの質問です。相談業務については、相談内容が複雑化、高度化、多様化している中で、消費者被害の救済という公益的使命の達成には相談を受ける側の知識の向上が一番大切と考えています。幅広い知識と経験が必要とされる消費者相談ですが、近年ベテラン相談員が退職等をしていることがあり、経験年数の短い相談員が増加し、その対応能力をレベルアップすることが課題となっています。

		<p>こうした課題に対応するため、消費者関連の法律や、日常の相談業務に関連した専門的な知識についてのOJTはもとより、集合研修の専門的な知識で検証を行うことで、市民の安全で快適な生活の実現に寄与するサービスを安定的に提供できる職員を育成し、公益的使命の達成に取り組むことを考えています。説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>田邊委員</p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>横浜市消費者協会の存在意義の話をしているのは理解できます。横浜市だから出た特別な被害は横浜市がしっかり対応しないと解決は難しいと思いますが、社会全体として考えるとき、全国的に広まっている消費者被害は国が中心になって進めることが我々市民にとって効率的ではないかと考えますが、そういう議論はしていますか。自分たちで事例の集積やアドバイスのノウハウを蓄積するよりも、全国的な被害は国全体で対応した方が効率的で、より良い解決方法を見出せるのではないかと思います。国が持っているPIO-NETがあり登録しているので、横浜市として消費者庁にもっと身近に活用できる具体的な事例と対応方法を挙げて、ネットで検索できる方がわざわざ相談所に行って時間をかけて相談するよりも利用者として利用しやすいと思います。ベテラン相談員が辞めて、次を担う後進の育成が大変な状況だということは理解できます。一般企業だと、消費者庁や県との連携で横浜市の消費者協会の活動を効率化できるという考え方をしますが、このことをどのように考えるか質問したいです。</p>
	<p>所管局</p>	<p>相談内容を集約して、国を中心に放射線状に落ちるような仕組みは今でもそのような仕組みとなっています。消費者庁があり、ネットシステムを作り、各自治体、都道府県市区町村の消費者センター情報がそこに集約するという財産になっていますが、一人一人の電話から始まる小さな情報が頂上に行くまでにはものすごく大きな数となり、内容も多岐に渡るため、それについてネットでひとつ、というよりは各自治体に広がるブランチのようなセンターがそれぞれ工夫をして市民に分かりやすく情報発信をして提供・注意喚起するようになっています。</p>
	<p>田邊委員</p>	<p>以前はITが現在のように進展していなかったもので、コールセンターが受けて国に上げ、体系化するやり方が適していました。ITを駆使できないシニア層を中心としたサポートはもちろん必要ですが、ここまでIT化が進む中で、消費者行政として社会全体の効率化は検討していますか、という質問です。</p>
	<p>所管局</p>	<p>全体の効率化というよりは、相談するにあたり市民の使いやすさについて日々議論をして、そのツールの中にITを使えないかという議論をしています。</p>
	<p>田邊委員</p>	<p>利用者からすると電話対応も必要だと思いますが、被害についての</p>

	<p>対応方法がネットで分かれば、効率化のためには必要かと思っの質問でした。以上です。</p> <p>鴨志田委員 別のことで質問します。34 ページの「人事・組織に関する取組」について、専門的知識研修関連（資料参照）の質問の回答について更に確認です。</p> <p>回答のニュアンスですと、専門的知識の研修が必要か必要ではないかを質問したではありません。趣旨を確認してもう一度質問したいのですが、専門的研修はすべきですが、目標設定をするときは、資格研修ならば職員全員が取得するとか、研修であればこんな内容で講習受講率を上げる、という受け手で設定することが多いと思います。現時点で嘱託員 34 名、職員 9 名がいて、消費者センターへの問合せに専門的知識を駆使して答えていくわけで、重要なことは、直近で起こっている事案は共有しなければならないし、対応すべき規則や知識を一定レベル以上にキープしなければならない。その点からすると、専門的知識研究とは具体的にどのような知識を扱い、研修を受けた職員や嘱託員がどのように知識を習得し、一定のレベルに到達したのかを検証する必要があると思うので、現状、どのように管理実施しているのかをお伺いしたい。</p> <p>所管局 質問されたことはまさにそのとおりで、専門的な知識がないと相談に答えられない、ということをやっています。</p> <p>団体 具体的な効果検証については協会から説明します。</p> <p>今までの相談員は職務経験とちょっとした研修を受けているだけでしたが、平成 28 年度に初めて消費者センターに国家資格である消費生活相談員が位置づけられました。法改正により、バラバラだった資格が統一され、国家資格を有する必要が生じてから日が浅く、嘱託員 34 人のうち 26 人が相談員の国家資格、若しくはそれに準ずる資格を持っています。基本的には国家資格者を置くこととなっていますが、これまでの経緯があるため、最近できた資格でこれまでの職務経験などを加味する規定があります。横浜市の消費者協会は国家資格を持つ人材を揃えることを基本としています。昨今、相談の内容が複雑化、多様化、高度化、深刻化している現状で、かんぽのような話など、金融商品などお年寄りなどにも分からないものが多くなっています。通信契約なども、契約体系がどうなっているか分からないといったことに関し、国家資格だけではなく日々被害状況に合わせた最新の情報を身につけるべきと、専門的知識研修を年に 12 回、時宜に応じたテーマを選んで体系的に取得するようプランニングして年度を通して行っています。基本的に首都圏では週 4 日 30 時間の嘱託員がほとんどで正規職員はいません。新しい資格で過渡期にある職種ですから、労働市場の流動性で欠員状態になっていて、いつも募集している状態です。また嘱託員は女性が多いので、女性の働き方を含めきちんと処遇を考えながら、</p>
--	---

	<p>できる範囲の中で研修することを目指しています。効果測定の観点から、研修を実施した結果として職員が新しい情報を得て、平行して行っている別途グループ研修で常に不明点や疑問を解消するよう組み合わせ、より良いものを目指しています。</p>
大野委員長	<p>そのほかありませんか。</p>
遠藤委員	<p>「財務に関する取組」で出前講座と会議室の利用で自主財源を図るとありますが、出前講座で去年の有料講座9件（1回12,000円）は30年度の1,099,600円には入っていますか。</p>
団体	<p>入っています。</p>
遠藤委員	<p>企業が出前講座を開くときは、営業をかけるなど人手はかかるのですか。</p>
団体	<p>コストはかけていませんが、各種会合などで紹介することで、昨年度は、金額は少ないですが8割程度伸びています。</p>
遠藤委員	<p>成人年齢の引き下げで、今後契約トラブルに対する相談が増えることもあると思います。対応するための教育とか新しく被害者になるかもしれない人たちへの教育や講座の時間が取りにくくなることはないですか。</p>
所管局	<p>そういうことはなく、成人年齢引き下げに対しては協会としても危機感を持っています。今、出前講座を行っているのは企業が主ですので、もう少し対象範囲を広げた講座も検討しています。</p>
遠藤委員	<p>逆に企業対象の有料講座が9講座しかないのであれば、ここでの自主財源は諦めて、新たに社会的ニーズがある講座として中学、高校から始めるなど人材派遣の考え方はないですか。</p>
所管局	<p>それも一案としては持っていますが、市が既に行っていますので協会としても一緒に実施できれば良いと思います。しかし自主財源の確保という意味では、学校に対して無料で行っているため財源の確保に繋がりません。</p>
遠藤委員	<p>企業の出前講座が9件しかないのなら、自主財源としては埋没している感じなので、これを切り捨てて公的なところで人を振り分けるといった考え方はないですか。</p>
所管局	<p>あまり考えておりません。ニーズのあるところに行くという考え方で、最近企業に入った新入社員が仕事に慣れてきたところでトラブルに遭い、辞めてしまうなどの話もあり、注意喚起が必要な時期なので企業からの反応は好評ですので、止める考えはないと思います。</p>
団体	<p>公的な講座を重視して、成人年齢の引き下げ等を局と一緒に一律広報をどうやってきちんとやっていこうかなど消費生活審議会でも諮問事項になっていますので、一緒に検討しています。一方で、自主財源という側面があり、市からの指定管理事業がベースになっているので、貸し出し条件の緩和を含めて貸し会議室の有効利用を進めることで自主財源を獲得して自分たちの用途に当てられるような要素にしていく</p>

		<p>ために、講座のアプローチや貸し会議室の拡大などを含めて獲得していきたいと思います。</p>
	遠藤委員	<p>資源の有効活用になるとと思いますので、空いている会議室を貸し出すのは良いと思います。講師の場合は、限られた人的資源をどう割り振るかで、収益の上がらないところに人員を割り振っていいのか、疑問に思いました。</p>
	団体	<p>そういう意味でいうと、少ない実施に対して多大なエネルギーをつぎ込んでいるわけではなく、より効率的にどうするかという観点で、貸し会議室により力を入れていきたいということです。</p>
	大野委員長	<p>貸し会議室事業と有料出前講座を合わせて 200 弱、割合の数字はどうですか。</p>
	遠藤委員	<p>講座は 12,000 円×9 回で 108,000 円、残り 180 万円くらいが貸し会議室の収入ですが、稼働率が半分くらいなので、100 パーセントは難しいと思いますが、もっと稼働させれば倍くらいいくのではないのでしょうか。</p>
	大野委員長	<p>私が心配しているのは、自主財源確保は何にどう使うか目標があつてのことと思いますが、それにしては有料出前講座の収入に対するコストのバランスが悪いことです。自主財源確保に特化するなら、もっと違った方法があつてしかるべきだと思います。むしろ、出前講座は啓発事業だと位置づけて、割り切つて行うのであれば理解できます。財源の中に入れるより、公益的使命として講座で技術的に非常に複雑な契約の理解を深めてもらうよう、若者含め市民の啓発に努めるところに注力したらどうでしょうか。</p> <p>話を聞く中で、会議室という使い切れていない施設があるのであれば、財源確保はそちらを有効活用すればいかがでしょうか、という意見を持ちました。</p>
	所管局	<p>意見を持ち帰り、咀嚼してから回答します。</p>
	鴨志田委員	<p>出前講座を実施するときに対応する職員数や時間はどれくらいですか。</p>
	団体	<p>講座 1 回につき 1 人の専門相談員が行きます。時間は 1 時間 30 分を基準にしていますが、相手方の状況によって 1 時間から 2 時間までの場合があります。</p>
	田邊委員	<p>この件を整理させてください。委員長が言っているとおり、この件は財務として馴染まないの、よく検討していただきたいということです。費用対効果を考えると、決して実財源確保に大きく貢献するものでもなく、傾注することで他にマイナスが出る可能性があることを考えると、出前講座がだめだということではなく、社会的使命として出前講座は実施するけれど、自主財源確保のためにやるわけではない、というスタンスで今後検討していただきたいです。</p> <p>もう一つ、話を聞いていて分かったことがあります。31 ページの今</p>

	<p>後想定される環境変化についてまとめている中で、新技術を活用したビジネスモデルの対応等と書いてあるのですが、横浜市に限ったことではなく、消費者協会は国からの指示の受け皿、つまりいろいろな指導や指示があつて、それを受けて地域の中で活動するという法的役割として位置づけをされていると思います。</p> <p>しかし、それはもちろんのことですが、もっと横浜市ならではの考えをしてもらいたいというのが 29 ページの協約に関して委員会が望む内容です。事業実施にあたっては効率的に行うことが求められる、と意見したのは、国の指導ではこういうことをやりなさい、あるいは情報共有をしましょう、法律が変わりましたという内容であつて、効率的にやりなさいという指示はないですね。横浜市民が消費者として被害に遭って困っている人が増えて、多様化し複雑化している危機的状況で、成人年齢引き下げで新たな問題もあり、消費者行政は地域にとって非常に大切な役割を担っている認識を持ちつつ、国からの指示、指導を待つのではなく、政令指定都市なので国を動かすくらいの気概を持つことで職員のやる気も向上し、関わる人たちが仕事にプライドを持って組織活性化を図ってもらいたいというのが委員会の願いです。言われたことはきちりやっています、ということではなく、もう少し消費者行政について、より市民に寄り添った形で模索、発想をしてほしいです。</p> <p>大野委員長 大江委員</p> <p>そのほか意見はありますか。大江委員どうぞ。</p> <p>書面から読み取れなかった部分で、ベテランの退職があることや専門員の欠員が恒常的であることは大きな問題だろうと思います。おそらく環境変化の中で生じていることだと思うので、31 ページの団体を取り巻く環境等で外部環境の変化について記載はありますが、まずは人員確保や教育が肝になる事業だと思いますので、環境変化若しくは環境変化に対して人員が足りていないことへの課題や対応の記載に加筆を検討していただきたいと思います。</p> <p>大野委員長 所管局</p> <p>何か意見はありますか。</p> <p>こちらでも重く感じている部分ですので、頂いた意見を総務局と相談して対応させていただきます。</p> <p>大野委員長</p> <p>それでは審議はこれで終了します。これまでの協約の実施状況に対する評価ですが、今日の審議も含めて本日の判断となりますが、ご承知のように今年から新しい分類の判断基準が出ておりますので現段階では暫定とさせていただきます。この後もまだ他の団体の評価をする中で新たな気づきや反省点が出てくるかもしれませんので、後日最終判断をお伝えします。</p> <p>鴨志田委員</p> <p>委員会としてどう分類するかご意見をください。</p> <p>これまでの議論を踏まえて、現時点ではbという判断をさせていただきたいと思います。今後もまだ協約期間がありますので、改善を含</p>
--	--

<p>大野委員長</p>	<p>めてお願いしたいというのが私の提案です。</p> <p>何かご意見ありますか。</p> <p>大江委員が言った、専門知識を持った消費行政の問題について対応できる人材を確保して達成するという意味で、研修では十分成果を上げているが、更にレベルアップを図っていただきたい、環境変化についても十分留意して対応していただきたいという意味でよろしいですか。</p> <p>(同意あり)</p> <p>委員会としては、当初設定していた目標は達成しているが、新しい環境の中で更に検討すべき課題が出てきたのではないか、組織としてもっと充実した活動のために環境変化や事業内容について更に検討していただきたいということで、bの事業の進捗・環境変化に留意しつつ進めていただきたいという評価でよろしいでしょうか。</p> <p>(同意あり)</p> <p>一同 ありがとうございます。</p>
<p>大野委員長</p> <p>事務局</p> <p>大野委員長</p> <p>事務局</p>	<p>[議題4] 横浜ウォーター株式会社</p> <p>それでは、横浜ウォーター株式会社の審議を行います、ご説明をお願いします。</p> <p>横浜ウォーター株式会社ですが、前回ご審議いただいた時は41ページの確認事項、JICAの事業が縮小している状況で、今後どのように売り上げを伸ばしていくのか、確保していくのかというご質問がございました。所管課及び団体からの回答ですが、今回水道法が改正されて、それに伴って経営計画の策定支援、水道施設台帳の整備事業など支援ニーズをとらえて、国内、主に地方の水道事業体になりますが、国内における受注案件を積極的に獲得して売上を確保していくということです。なお、JICAの方の事業の動向については今後も注視して、縮小傾向ではありますが、その中で積極的に取っていききたいという回答をいただいております。ご質問はこの1つだけでした。</p> <p>説明としては以上になります。</p> <p>ありがとうございます。総合評価シート等をご覧いただきまして、総合評価に関連してご意見、ご質問はございますか。進捗状況を見ますと、一応クリアしているようです。水道事業の支援についても順調です。ただ少し気になったのが財務についてで、29年度から30年度までの財務をもう一度補足して説明していただきたいと思います。</p> <p>こちらに関しては、国際事業で29年度から30年度までにかけて実施された大型案件が終了して数字が落ちているように見えるのですが、先ほど申し上げたように国内事業を今後積極的に行っていくことによって、売上高6.5億円、経常利益50百万円、売上高経常利益率7.5パーセントは最終年度には持っていきたいということで、見込みでも今目標として掲げているのは、売上高は6.9億円、経常利益は50百万</p>

	<p>大野委員長 田邊委員</p> <p>大野委員長</p> <p>事務局</p> <p>鴨志田委員</p> <p>事務局</p> <p>大野委員長 事務局</p> <p>大野委員長 鴨志田委員</p> <p>事務局</p>	<p>円を見込んでおります。経常利益に関しては、組織体制の強化に向けて社員数を大幅に増加し、人件費が増加して一時的に減少が出ていると聞いております。主要目標に最終年度はなるよう、国内の案件を中心に取ることによって平成 30 年度の見込みよりも令和元年度の計画ではさらに 0.5 億円多く売上が増える見込んでいます。</p> <p>財務に関しては数字の変化の理由はそういうこととなります。</p> <p>43 ページの一覧表では、18 人増えているということですね。特に市 OB が一気に 10 人増えたというのは退職者がたくさんいるということかと思えます。それを受け入れた結果です。市だけで 10 人、固有で 8 人。</p> <p>もう一つ伺っておきますが、人事組織に関する取り組みの協約期間の主要目標③で取締役会規則の見直し 30 年度が規則の見直し、31 年度が規則の運用ですけれども、この説明によりますと 30 年度は既存の取締役会規則の運用とありますが、これはどういう意味ですか。</p> <p>こちらは、市の監査があつて取締役会の規則の中で規則を改正しなければいけないと指摘を受けたのですが、運用の中でできることが確認できたので、このまま運用ということで記載させていただいています。</p> <p>指摘とは具体的にどういう指摘ですか。取締役が職務執行報告というのは、いわゆる執行役を兼ねているということですか。</p> <p>取締役会は、会社法上、3 か月に 1 回開催が義務付けられているのですが、監査が入ったとき、この要件が満たされていなかったのですが、当然よろしくない指摘がなされました。それを受けた会社側はしっかりやらなければならないということです。時期的にちょうど指摘を受けた監査中にこれを作っています。その指摘が入って、現場でいろいろ言われているので、協約においてもここはしっかり載せて対応していくべきだろうということで今の協約には載せていますが、結果最終的に監査から意見が出て中味を精査してどうしていこうかと考えたときには、規則そのものは改正しなくても良いとなりました。</p> <p>規則どおりやっていたということですか</p> <p>そういうことです。</p> <p>分かりました。</p> <p>こちらは予定した成果を上げている団体になっているのですが、例えば、人事・組織の取組①で協約期間の主要目標が 40 パーセントとなっていて、30 年度末の段階で 36.5 パーセントとなっていますが、これはどのように読み取って予定した成果を上げていると判断になるのですか。これはあくまでも団体の自己評価で順調ということですか。ファクトとしては未達のように見えるのですが。</p> <p>最終年度には目標に達しているだろうという自己評価で順調と書いていると考えられます。(2) 財務や人事の取組も同じです。数字だけ</p>
--	--	---

	見ると順調です。
鴨志田委員	他の数字もそうですね。最終年度の目標でしょうが、何を根拠に言っているのでしょうか。
大野委員長	これは、最終年度までには40パーセントにもっていけるといいますか。
事務局	見込みも含めて書いてあります。
大野委員長	途中経過としては、逆に29年より若干落ちているけれども、回復するだろうとみているのですか。そう捉えて今年度中には達成できるだろうということですか。
田邊委員	委員長、附帯意見を入れてはいかがでしょう。委員長のご指摘のとおり、もう1年しかないのに未達の部分が見受けられる。30年度時点では、今の役員とか職員の割合の問題とか売上高の確保とか利益率の問題がみんな未達なので、それをしっかり達成できるようにしないといけないという付帯意見を入れて一応、引き続き設定した方向性を推進するという事でよろしいのではないのでしょうか。
大野委員長	ただいまのご意見いかがでしょうか。 令和元年度末をもって最終結果ということですが、そこへの到達に若干の課題があります。その点注意をしてくださいということです。
田邊委員	5年間という協約になった場合には、中間の目標値を持っていないと最終的にはこうなるのだと言われても中間チェックができません。
事務局	今年度以降は協約を作るところについては、基本的には、田邊委員が言われたとおり、途中の各年の数値も記載するようにしていきたいと考えています。先ほどの市社協ですとかこの後の寿町とかは中間年度を追加した形になっています。
大野委員長	という意見を付けまして、この段階について総合評価をいたしますと、いかがでしょうか。
田邊委員	この表だと、協約目標に関して予定した成果は上げており、引き続き設定したことを推進するという分類になるのですが、協約目標に関して未達の部分があるものの、最終年度にそれは達成するものと判断し、というような文言にしないとイケません。
鴨志田委員	そうすると、協約目標の数値に対して十分クリアしていない部分については、その文言が必要なので留意点を付けた上で、aとするかです。
田邊委員	あるいは、bかもしれないですね。
鴨志田委員	期中だと、設定した目標からは下回っても仕方がないですから。
大野委員長	財務に関しては、理由がある程度述べられていますが、それにしてもかなり大きな落ち込みがあるので、注意してもらわないといけません。 それでは、引き続き取り組みを推進ということにして、一部成果を

	<p>達成できていない項目があり、これについては最終年度に向けて目標到達するような努力を進めてほしいということですね。順調とはなかなか言えない状況です。</p> <p>事務局 それでよろしいですか。</p> <p> 今日は暫定ということで、特に人のところが中間の数字も分からないので、それを確認して報告させてください。</p> <p>鴨志田委員 a で良いとは思いますが、a だと、この文言はそのまま団体のフィードバックとなってしまうわけですね。</p> <p>田邊委員 分類の考え方ですので、分類は引き続き取り組みの推進だけれども、課題はまだ未達の部分があるのでとしてはどうでしょうか。</p> <p>鴨志田委員 趣旨は分かります。文言に少し引っかかるという点だけです。a で結構です。</p> <p>事務局 所管に確認しましたので1点補足させていただきます。39 ページの人事組織に関する取り組みで、鴨志田委員から民間等出身の役員職員割合が 37.5 パーセントから 36.5 パーセントに下がっていると指摘があり確認したところ、市のOBがかなり入っていて母数が増えているのが影響しています。</p> <p>田邊委員 43 ページの一覧表で市のOBがいきなり 10 人増えたと分かります。</p> <p>事務局 更に新規採用が 5 名あったので、母数が増えています。今現在は 37 パーセントを越えて 40 パーセントに近づいていることを確認しました。</p> <p> ここは株式会社で通年採用をしています。今後数字は近づいていくと思います。以上です。</p>
<p>大野委員長</p> <p>事務局</p> <p>大野委員長</p> <p>各委員</p> <p>大野委員長</p>	<p>〔議題 5〕 横浜港埠頭株式会社</p> <p>横浜港埠頭株式会社の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。</p> <p>第 1 回委員会で説明した通り、昨年度委員会で意見を頂いた本牧 A 突堤のロジスティックパーク計画の進捗を含め、30 年度の進捗は団体、所管局の自己評価では「公益的使命の達成に向けた取組」、「財務に関する取組」、「人事・組織に関する取組」全てにおいて順調となっています。委員会からの質問、意見、検討事項は特にありませんでした。以上です。</p> <p>予定した成果は順調にあげており、委員会からも前回特に指摘等はなく、これまでの間も何ら変化はないということですので、「引き続き取組を推進」でよろしいかと思います。いかがですか。</p> <p>＜異議なし＞</p> <p>それでは、以上をもちまして、横浜港埠頭株式会社の審議を終了します。</p>
<p>大野委員長</p>	<p>〔議題 6〕 横浜市信用保証協会</p> <p>横浜市信用保証協会について審議します。</p>

<p>事務局</p> <p>大野委員長</p> <p>事務局</p> <p>大野委員長</p> <p>事務局</p> <p>大野委員長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>大野委員長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>大野委員長</p> <p>事務局</p>	<p>横浜市信用保証協会については、委員会からの質問はありませんでした。ただし、公益的使命、財務は順調で、人事・組織に関する取組だけがやや遅れているということです。原因を確認したところ、平成30年度に資格保有者数2名増加を見込んでいたが、信用調査検定の上級資格「認定経営アドバイザー」については2名合格したものの、中小企業診断士の資格を有する職員が年度途中で退職したため、資格保有者の増加が1名になってしまったため評価が下がったとのことでした。今後、信用調査検定の受検を担当の中で促し、内部研修などを行っていくとのこと。団体の中では実績として7名が受検しています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>それでは総合評価について、質問意見はありますか。</p> <p>やや遅れについて、7名受検して2名合格ということでしょうか。</p> <p>そうです、平成30年度は7名受検していると聞いています。</p> <p>先程2名合格と言いましたか。</p> <p>そうです。そして1名やめてしまいました。</p> <p>試験は難しいのですか。</p> <p>そうです。委員の皆様の方が詳しいと思いますが、信用調査検定の上級資格「認定経営アドバイザー」は全国で235名受験し43名が合格、合格率は18パーセントです。</p> <p>合格すると資格手当がもらえるのですか。</p> <p>そこは確認していません。なかなか学習ポイントが絞りにくいと言われていて、団体の中でも白書などを用意して学習ポイントをレクチャーしています。協会からは過去の受検者に勉強方法を聞いて取りまとめたものを受検者に情報提供しています。</p> <p>中小企業診断士か信用調査検定の上級資格「認定経営アドバイザー」の保有者が55パーセント目標ということですね。特に意見はありませんか。</p> <p>この団体は30年度の実績が49.3パーセントで令和元年、最終年度に向けて目標値55パーセントまでもっていくということですが、それほど大きな遅れではないと思います。特に指摘がないのであれば、「引き続き取組を推進」ということでよろしいですか。</p> <p>(同意あり)</p>
<p>大野委員長</p> <p>事務局</p>	<p>[議題7] 公益財団法人横浜市緑の協会</p> <p>公益財団法人横浜市緑の協会の説明をお願いします。</p> <p>公益的使命の達成に向けた取組の①緑化推進事業、②動物園事業、人事・組織に関する取組について、自己評価は「順調」となっています。財務に関する取組は、自己評価で「遅れ」となっています。理由は、主に動物園の収入が伸び悩んだことです。特にゴールデンウィーク以降の上半期、天候があまり良くなかったことで各施設とも大幅な</p>

利用者減少となり、目標数値に届かなかったためです。昨年度は全国的に猛暑や天候不順で、多くの動物園が前年度より入園者数減少となっています。近隣の同規模の多摩動物園や千葉の動物園も前年比で大きく落ち込んでいる状況であり、横浜も同様の傾向になっています。財務に関して、指定管理の更新が2つ行われず、来年度以降はその分の収入減少が見込まれ、所管局と団体から協約の目標数値の変更案が出されています。

「財務の改善に向けた取組」の目標数値は変更前で16億7,300万円となっていますが、指定管理2か所の収入が減少するため、13億600万円弱に見直しています。見直しに合わせ、団体は収支の改善に取り組み、これまでは直営であった横浜動物園の物販施設や野毛山動物園の物販施設、飲食施設について、運営委託に変更し、運営経費を委託費以外かけないようにするとともに、利益の増加を図ることで財務の改善に取り組むという2つの要素を加味し、新しい目標数値を13億円強にしたいという修正案です。

次に経営向上委員会からの質問に関する回答です。

1つ目、緑の街づくり基金緑化事業への質問で、基金の運用益についてです。平成29年度は2,900万円弱、30年度については2,900万円超となっています。この質問に関連する2つ目の質問に対する回答ですが、緑化推進事業は基金の運用益だけでなく、駐車場や物販などの収益も財源として取り組んでおり、運用に頼るような事業は行っていません。公益的使命の欄に「基金の運用益等を活用した緑化推進事業の実施」と記載されている理由は、従来から団体の定款に「この法人は市民等の寄附によって積み立てられるよこはま緑の街づくり基金の運用による都市緑化の推進を図るとともに」と記載されているため、定款の文言にならい、協約についてもこの文言を使っており、現状において高利回りの運用で事業をやっているわけではありません。3つ目の質問、公園についての回答です。Park-PFIという新しい手法が出てきて、横浜市でも一部導入することになっていますが、全ての公園で実施するわけではありません。公園の指定管理を失注していますが、民間が育ってきたと言えらると思います。しかし、横浜市の全ての公園を民間事業者が管理運営できる状況ではなく、公園管理において緑の協会は欠かせない存在だと考えています。横浜市として緑の協会に担ってほしい役割もあるため指定管理施設の獲得を第一に考え、また付帯施設の効果的な運営によって収入の維持増加を図ることを考えています。4つ目の動物園のあり方についてです。平成16年から17年までに行った市立動物園のあり方懇談会では、特に時限は定めず、市の規模として3園あることは適切という意見でした。ただし、今のままで良いということではなく、経営体制や受益者負担などの対応を図っています。人口減少時代に突入していますが、地方に比べればまだ緩

		<p>やかということもあり、平成27年度に横浜市が行った包括外部監査では3園を維持していくことになっています。現状においてはしっかりやっていくという回答です。説明は以上です、よろしくお願ひします。</p>
大野委員長		<p>質問意見はありますか。</p>
	事務局	<p>協約の主要目標の達成状況は、動物園事業、人事・組織に関する取組については順調、財務に関する取組は遅れという判断をしています。委員会からの質問に対する回答があったが、質問意見等何かありますか。</p>
	事務局	<p>物販について直営から委託にするということですが、収入は増加するのですか。</p>
大野委員長	事務局	<p>収入も減りますが、支出も減るということです。</p>
	事務局	<p>財務上の収入の増加という意味では厳しくなってくるのではないかと。</p>
	事務局	<p>金額までは確認できていませんが、16億円から指定管理、動物園の物販収入がマイナスとなりますが、収益という部分では直営物販にかかる費用が減少するため収入も減るが費用も減るということです。引き算した結果の収益は、運営を委託にした方が増えると計画しています。現状は収入を目標としており、目標額も減ることになります。</p>
大野委員長		<p>目標を収入増加としているが、目標収入は減少する。目標数値を変えるということか。</p>
	事務局	<p>そうです。</p>
大野委員長		<p>今回提出された修正した収入は減っているため、元年度に向けての目標が減っているのですね。しかし、損益として考えれば利益は確保、上昇ということですね。</p>
	事務局	<p>今年度の総合評価は平成30年度実績に基づくものであり、指定管理の失注や物販の変更は加味していない実績で遅れていますが、指定管理の失注や物販施設の運営変更など環境の変化として目標を変更したいということです。</p>
大野委員長		<p>分かりました。</p>
鴨志田委員		<p>目標数値の変更を前提とした評価は令和元年度分からということか。</p>
	事務局	<p>そうです。来年度以降です。</p>
田邊委員		<p>協約の見直しはまた別に協議しなければならないですね。</p>
鴨志田委員		<p>総合評価を行ったあとで協約を改めたいということですね。</p>
大野委員長		<p>いかがですか、御意見はありますか。予定した成果は若干落ち込みがあるものの、目標は達成したと言えますか。それとも予定した成果を上げていないとしますか。</p>
	事務局	<p>財務についてどのように委員会として判断されますか。</p>
大野委員長		<p>財務の遅れが天候等の自然によるものなら仕方ないが、失注となると構造的な問題になると思うので、どう考えるかです。収入減がこれ</p>

	から見込まれるから数値を直そうという提案をしている。そうすると現段階では確かに予定した成果は上げているが、今後の課題を認識しているのなら検討してください、という b 評価になることも考えられます。
鴨志田委員 事務局	失注の原因は何か。 指定管理として手を挙げているのですが、民間事業者も手を挙げ、指定管理者を決定する中で民間を選択したということです。
大野委員長	入札に負けたということですね。負けるだけの原因があったわけです。
田邊委員 事務局	結果が分かったのはいつか。 恐らく 30 年度中です。
田邊委員	今年の 3 月までに失注したことは分かったのか。
鴨志田委員	たまたまなのか、構造的な問題なのか。
田邊委員 事務局	指定管理者が取れなかったのが 3 月以前なら、平成 30 年度の評価の中に重大インシデントとして取り上げていなければならない。以降であれば今年度の総合評価対象から外れているということです。 令和元年度からの指定管理が取れなかったので、昨年度中に分かったということです。
田邊委員 大野委員長	今年の 4 月から別の指定管理者が運営しているということですね。 総合評価というのは、順調あるいは見込みがあったけれど若干つまずいたという、過去どうだったかだが、今後もそのままでもいいという話とは別なため、「引き続き」と言えるかどうか。 起きた環境変化について、令和元年度になってからでも団体として気付いている今の段階ならば、総合評価にそれを取り込むべきだと思う。環境変化について留意し対応してくださいということ。もしかしたら他の指定管理も取れないかもしれないなど、もっと落ち込む可能性も考えられるため、天候なども含め他の要因が想定されているとすれば、そこを取り込んで検討して事業を進めてほしいという意味で、b という評価も考えられる。
田邊委員 大野委員長	大きな環境変化が起きたのですね。
田邊委員	指定管理が 2 つ外れた要因は何だったのか。
事務局	いずれにしろ、昨年度中に計画していた令和元年の仕事が減ったことに気付いていたのに、総合評価シートで分析していないのはおかしいのではないかと思います。
事務局	分析の記載はなく、収入減が見込まれると記載されているだけです。
鴨志田委員	失注しているから嘱託員数を 20 人減らしているのか。
田邊委員	今後想定される環境変化等に指定管理者を外されたことについて原因を分析し、そういう失注をしない対策を講じることが大事な課題になったということではないか。
事務局	総合評価シートには記載されていませんが、委員会からの確認事項

	<p>で、公園はこれからどうするのかという質問に対し、指定管理を第一にと考えているという回答です。そういう状況にもかかわらず2つ落とした、今後もどうなるか分からないのに分析がないということですね。</p> <p>回答になっていない。</p> <p>そういう意味では、環境変化に留意して今後の施策を見直してほしいです。文言についてはまた後で考えるとして、評価はbで良いと思う。よろしいですか。</p>
<p>大野委員長 事務局</p>	<p>[議題8] 横浜市住宅供給公社</p> <p>次に横浜市住宅供給公社をお願いします。</p> <p>横浜市住宅供給公社です。</p> <p>公益的使命の達成に向けた取組について、①重層的なセーフティネットの構築による住宅確保要配慮者の居住の安定確保はやや遅れ、②良質な住宅ストックの形成、③住み慣れた身近な地域で誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な住宅地・住環境の形成に関しては順調となっています。財務、人事組織に関する取組は数値目標達成に向けて順調となっています。73 ページ、委員会からの確認事項の指摘で、1 点目、総収入額が前年度と比して 30 年度は大幅に減少している理由は何かという点の回答は、29 年度は花咲町 6 丁目地区の環境に配慮した持続可能な住宅地モデル事業があり、完了清算による分譲事業収益の計上があったため、総収入は大きくなっているということで、30 年度は大幅に減少しているということでした。</p> <p>2 点目、市の住宅政策の長期的方向性を示してほしい、住宅政策に併せて公社の事業規模や組織体制を対応させていくべきというご指摘でしたが、平成 30 年 2 月に横浜市住生活基本計画を改定して、目標達成に向け市民、事業者、NPO 等関係する団体と共同で総合的な施策展開をしていくということで団体は計画実現に向けた具体的な取組を行う担い手になっているということでした。住生活基本計画は、国が平成 18 年に住生活基本法を制定して住宅の量の確保から住環境を含めた仕組みの向上に住宅政策が大きく転換したことを受け、更に平成 28 年度に全国計画である住生活基本計画が策定されたので、横浜市は住宅分野の基本計画として住まい、住環境についての基本的な方向性を示した計画です。団体はこの計画の中から協約の目標としており、市の住宅政策の担い手として、人からの視点として重層的な住宅セーフティネットの構築による住宅確保要配慮者の居住安定確保、住まいの視点として良質な住宅ストックの形成、住宅地住環境の視点から住み慣れた身近な地域で誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な住宅地・住環境の形成について行政との役割分担の元で協力連携し、重点的に事業を実施していくとなっています。団体は 30 年度に中期展望を出していて、この中で住宅セーフティネットの推進や多様な居住ニ</p>

	<p>ーズへの対応、マンション団地郊外住宅等の再生支援、地域課題の解決を目指した街作り事業の推進、持続的な団体運営の実現、このあたりを主要なテーマとして位置づけ、市の住宅政策に合わせて適正な事業規模で組織体制を整え事業を実施していくと記載しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
大野委員長	<p>ありがとうございます。それでは何か質問意見はありませんか。</p>
事務局	<p>収入額が29年と30年で大幅に減少していると、75ページの数字を見ると明らかで原因も分かりましたが、28年度はどうでしたか。分かりますか。今答えられなければ後ほど結構です。ほかに何かありませんか。一番大切な公益的使命の達成に向けた取り組みが未達成や遅れということですが、これについて何か説明はありますか。</p>
大野委員長	<p>これについては目標が800件ですが、実績は600件弱となっています。所管に確認したところ平成29年度に横浜駅東口そごう近くに相談窓口を設け、ある程度の数字を見込んでいたのですが、思ったより件数が伸びなかったとのこと。所管でも気にしていて同じ目標の③で居住支援協議会を設立し2回協議の場を設定するという目標があるのですが、今年8月に居住支援協議会で相談窓口を開設し、今後件数を見込んでいるので800件は達成できるのではないかと聞いています。②の相談窓口は保証会社の紹介をメインでやっていますが、居住支援協議会は福祉との連携も厚くなっている相談窓口なので、審査が通りづらい方や福祉的な相談も広く受け入れる窓口となります。同ページの課題への対応②の居住支援協議会における相談窓口との連携で、こちらにも相談窓口を設けることである程度相談件数が見込めるので今後目標はクリアできるのではないかと聞いています。</p>
大野委員長	<p>資料に3つの数字が出ていますが、1の高齢者向け賃貸住宅の管理戸数100戸は何年から何年までですか。下に出ているのは29年36戸、30年42戸となっていますが、単年度ですか累計ですか。</p>
事務局	<p>今は令和元年で、最終年度は令和2年ですね。3年とはどこをいつているのでしょうか。</p>
大野委員長	<p>上の方で協約期間が平成30年度、令和元年、令和2年となっています。</p>
事務局	<p>30年は42戸だから、3年間で100戸はいけるということですね。</p>
大野委員長	<p>そのとおりです。</p>
事務局	<p>ということは順調ということですね。その次が問題です。626件、これは毎年の相談件数ですね。</p>
大野委員長	<p>そのとおりです。</p>
事務局	<p>最終年度には800件にいけるということですね。</p>
大野委員長	<p>はい。</p>
事務局	<p>②住宅確保に配慮を要する方への相談窓口を設けたがあまり来なかったと。</p>

事務局 大野委員長	はい。 居住支援協議会ができてそこにも相談窓口があるので、そこと連携すると 800 件にいくであろうというその論理の繋がりがよく分かりません。
事務局 大野委員長	③は協議の場を今後 2 回設けるという回数ですね。
事務局 大野委員長	そうです。③は協議の場を 2 回設けるという目標です。
事務局 大野委員長	令和元年は 4 回ということですね。
事務局 大野委員長	そうです。 相談件数が 626 件で 800 件を目標としているのには特別な意味があるのですか。
事務局 大野委員長	800 件というのは 29 年度が 630 件ほどだったらしいので、そこから考えて新たに相談窓口を設けたことを加味して、相談窓口自体が高齢者に関する住まい相談と住み替えに関する相談の 2 つからなっているので各 400 件見込みで想定しました。
事務局 大野委員長	800 件を見込みとしたというのは、それ以前にニーズがあってそのうち 800 件くらいは来るだろうということで、ニーズは増えているということですか。
事務局 大野委員長	そうです。平成 28 年度は相談件数が 530 件、29 年度が 630 件と右肩上がりが増えていたので、まだ相談件数は増えるだろうと見込んでいます。
事務局 大野委員長	相談したい層はまだ増えるだろうということですね。
事務局 大野委員長	そうです。特に福祉で生活困窮者といわれている方たち、また高齢者、障害者も含めるとまだニーズはあるということです。
事務局 大野委員長	相談した結果どんな成果が出たのか、どれだけ把握していますか。それが出てこないとよく分かりません。
事務局 大野委員長	設定に問題があります。
事務局 大野委員長	800 件が目的化しています。
事務局 大野委員長	相談窓口を増やせばたくさん来るのか、それに対応して何らかの利益を受けるところまで繋がらないとなんとも言えません。去年協約を設定したときに言えれば良かったのですが、こちらも認識不足でした。
事務局 大野委員長	去年は団地再生の件がメインでした。その話し合いにかなり時間を割いていました。
事務局 大野委員長	公益的使命に結びつく目標を設定しないと数字だけでよしとして良いという話ではなさそうです。
事務局 大野委員長	相談した結果、実際に住宅確保に繋がったかどうか実数設定は難しいですか。
事務局 大野委員長	そこが把握できていれば数が多くなくても需要やニーズに対して対応しているという期待はできるが、窓口を増やただけでは公益的使命の事業として目的に向かう進捗度合いが分かりません。

	<p>鴨志田委員 事務局</p> <p>大野委員長</p> <p>鴨志田委員</p> <p>大野委員長</p>	<p>③は検討会議を開くことが目標になっています。</p> <p>この団体については過去から民間がやることと団体がやることの区別をしっかりとすることが言われていて、そこがようやく終わったところなので相談件数に対して委員会の意見を頂いていませんでした。今回、団地再生が一定程度整理できたため、次のステージとして委員会の意見を頂くことが次のステップになると思いますので、正しく伝えるべきだと思います。</p> <p>その意味ではデータがあってどういう成果が挙げられているか分かれば公益的使命の達成度に関して十分目標追求の意味があると判断できると思いますが、こちらとしては目標設定にやや課題があると認識していますが、そうではなく団体として表には出ていないが捉えているデータがあるということであれば修正する可能性もありうるということです。</p> <p>暫定でbとし、フィードバックしてその結果を踏まえて最終評価をするということですね。</p> <p>ペンディングにしましょう。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1：総合評価シート</p> <p>資料2：協約等（素案） ※「協約等」策定団体のみ</p> <p>資料3：経営向上委員会からの確認事項</p> <p>資料4：団体基礎資料</p> <p>資料5：組織図</p>	